

個人情報保護答申第26号
情報公開答申第84号

山口県の個人情報保護制度・情報公開制度のあり方について

答 申

令和4年8月
山口県情報公開審査会

はじめに

県では、個人の権利利益の保護と県政に対する信頼の確保を目的として、平成14年4月1日に山口県個人情報保護条例(平成13年山口県条例第43号。以下「保護条例」という。)を施行し、県の保有する個人情報の適正な取扱いに努められ、また、県政の公正な運営と県民の県政への参加を促進することを目的として、平成9年9月1日に山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号。以下「公開条例」という。)を施行し、県政の透明性の向上に努められてきました。

しかしながら、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)により、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が改正され(以下「改正法」という。)、地方公共団体の個人情報保護制度については、全国共通の規律が改正法に定められ、国の個人情報保護委員会が所管することとなりました。

このため、県においては、現行の保護条例及び当該条例と密接に関係がある公開条例を見直すこととされ、令和4年4月26日に、知事から本審査会に対し、「山口県の個人情報保護制度及び情報公開制度のあり方について」の諮問をされました。

本審査会では、個人情報保護制度については、改正法で許容されている地方公共団体独自の運用等について、情報公開制度については、個人情報保護制度及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「公開法」という。)との整合性について、これまでの運用実績を踏まえ、今まで保障されてきた県民の権利利益が損なわれることがないよう、また、県民にとって分かりやすい制度となるよう、全国的な趨勢等を踏ましつつ、専門的見地から、あるいは県民としての視点から、諮問事項について慎重に審議を行ってまいりました。その結果、基本的な方向について一定の結論に達し、ここに答申書として取りまとめるに至りました。

県においては、この答申の趣旨を十分御理解いただいた上で、条例改正等必要な措置を講ずるとともに、個人情報保護制度及び情報公開制度の更なる充実に努められるよう期待します。

令和4年8月30日

山口県情報公開審査会
会長 沖本 浩

目 次

○審査会の基本的考え方	1
・個人情報保護制度と情報公開制度の整合性について	
・県の制度と国の制度の整合性について	
1 公文書の定義について	2
2 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について	3
3 開示請求に対する決定期限について	4
4 法令秘等情報について	5
5 公務員の氏名について	6
6 訂正請求・利用停止請求に対する決定期限について	7
7 開示請求に係る手数料について	8
8 開示、訂正及び利用停止の状況の公表について	9
9 匿名加工情報の利用に関する手数料について	10
10 条例要配慮個人情報について	11
11 公開法との整合性について	12
参考資料1 諮問書	14
参考資料2 審査会の審査経過	18
参考資料3 山口県情報公開審査会委員名簿	19

【審査会の基本的考え方】

- ・個人情報保護制度と情報公開制度の整合性について
- ・県の制度と国の制度の整合性について

- 本県保護条例は、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定め、県及び県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県民の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する県民の信頼を確保することを目的としている。
- 一方、本県公開条例は、県政の透明性の向上を図るため、県及び県が設立した地方独立行政法人が保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにし、及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政の公正な運営を図るとともに、その運営に対する県民の理解及び信頼を確保し、もって県民の県政への参加を一層促進することを目的としている。
- この2つの制度は、県が保有する情報の開示請求権を保障しているという点において類似の制度であり、密接に関係するものであることから、改正内容については、個人情報保護制度と情報公開制度の整合性を図ることが適当である。
- また、国においては、開示請求に係る手続きについて、個人情報保護制度と情報公開制度は基本的に同じ規律で運用されていることを踏まえると、制度間のバランスを図るため、また、県民に分かりやすい制度とするためには、情報公開制度についても、国（公開法）と同様の規律で運用することが適当である。

1 公文書の定義について【情報公開】

公開条例の「公文書」の定義は、公開法の「行政文書」及び改正法の「地方公共団体等行政文書」と合わせることが適当である。

なお、公文書の記録媒体に係る表記についても、公開法に合わせることが適当であるが、手引等において、その解釈・運用を明確に記載することが適当である。

(説明)

1 公文書から除外されるものについて

- 公開法第2条第2項第3号では、行政文書から除外されるものとして「政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」が定められている。
- 改正法施行令第16条では、公開法と同様の規定として「地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」が定められている。
- 一方、現行公開条例では、公文書の定義に係る除外規定は設けていないことから、公開法及び改正法との整合性を図る観点から、法と同様の規定を定めることが適当である。

2 公文書の記録媒体に係る表記について

- 公開条例第2条第2項で規定されている公文書の記録媒体は「文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録」となっているが、公開法は「文書、図画及び電磁的記録」となっている。
- 公開条例で規定している「写真、フィルム」は、公開法では「図画」に含まれていることから、公文書の記録媒体の範囲は同じであり、その取扱いに差はない。
- 公開法との整合性を図る観点から、公文書の記録媒体の表記は公開法に合わせることが適当である。
- なお、記録媒体の表記を変更することによって、公文書の範囲が変更されたと誤解が生じることがないように、手引等において、その解釈・運用等を明確に記載することが適当である。

2 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について

【個人情報】

現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止し、改正法第 75 条に規定する個人情報ファイル簿のみを作成することが適当である。

なお、当該ファイル簿は、保有個人情報が 1,000 人以上のファイルについて作成することが適当である。

(説明)

- 保護条例第 4 条では、実施機関が一定の個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、目的、記録項目等について個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めており、これにより、県民が実施機関における個人情報の存在や内容などを確認することができ、自己に関する個人情報の開示請求や訂正請求等の手続きを円滑に進めることができるとされている。
- 一方、改正法第 75 条では、行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、当該ファイルの名称、利用目的、記録される個人情報の収集目的等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを定めており、これにより、本人が自己に関する個人情報の利用の実態を的確に認識することができるかとされている。
- 個人情報取扱事務登録簿の作成単位は個人情報の取扱事務単位であり、個人情報ファイル簿は個人情報ファイル単位であることから、記載する内容に相違はあるが、どちらも行政機関における個人情報の保有状況を明らかにし、本人が自己情報の利用実態を把握することができるようにすることを目的に作成するものである。
- 個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の作成目的は同じであることを踏まえると、双方を作成する必要性は低く、作成に係る事務負担を考慮すると、個人情報取扱事務登録簿は廃止し、個人情報ファイル簿のみを作成することが適当である。
- なお、国において、保有個人情報が 1,000 人未満の個人情報ファイルについては、記録情報の数が少ないことから公表する必要性が低いとし、作成・公表の対象外としていることを踏まえると、県においても、保有個人情報が 1,000 人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することが適当である。

3 開示請求に対する決定期限について【個人情報・情報公開】

開示決定等の期限を、以下のとおり変更することが適当である。

【現行】

10日以内（初日算入）＋延長1回（合理的な期間）

【変更後】

15日以内（初日不算入）＋30日延長＋再延長（特例）

（説明）

- 現行保護条例及び公開条例では、個人情報の開示請求及び公文書開示請求があった場合、当該請求があった日から起算して10日以内に決定をしなければならないと定めており、期限内に決定することができない場合は、期間を延長することができるかとされている。
- 10日の内訳は、公文書の特定に1日、開示・非開示の判断に6日、決裁に1日、送付に2日要するとしており、送付に要する日数も含む運用としている。
- 一方、改正法及び公開法では、開示請求があった日から30日以内に決定をしなければならないと定めており、期限内に決定することができない場合は、30日以内に限り延長することができるかとされ、60日以内にその全てについて決定をすることができない場合には、特例としてさらに期間を延長できるとされている。
- 決定期限を10日以内とした現行の取扱いは、平成9年の公開条例制定時に、県民の要望や過去の運用実績を踏まえて決めたものであるが、令和3年10月に「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、郵便物の届出日数が繰り下げられたため、実施機関における事務処理期間が短くなる状況が生じている。
- また、開示決定等に係る審査請求件数は公開条例制定当時より多くなっており、より一層、慎重な検討、判断が求められている。
- このような状況を踏まえると、工程ごとの事務処理日数を1日ないし2日延長し、決定期限を15日以内とすることが適当である。
- なお、現行、延長期間については、基準がなくそれぞれの所属で合理的な期間を判断しているが、延長期間を明確にするため、国と同様の運用とすることが適当である。

4 法令秘等情報について【情報公開】

公開条例第11条第1号に規定する法令秘等情報については、改正法及び公開法との整合性を図る観点から削除することが適当である。

なお、当該規定を定めないことによる混乱等が生じないよう、手引き等でその解釈・運用を明確に記載し、併せて実施機関に対する研修を実施することが適当である。

(説明)

- 現行公開条例では、法令等の規定により公開することができないこととされている情報は、「法令秘等情報」として開示しないことができると定められている。
- 現行保護条例でも同様の規定はあるが、個人情報保護委員会が「外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって保護条例に不開示情報として定めることは「公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」を定めていると言えず、保護条例でこのような定めを置くことは許容されません」と見解を示していることから、改正後の保護条例において、「法令秘等情報」の規定を維持することはできないこととなり、今後は改正法第78条第1項各号のいずれかに該当するかを実質的に判断することとなる。
- 保護条例において「法令秘等情報」を非開示情報として定めることはできないことから、公開条例においても整合性を図る観点から、当該規定を削除することが適当である。
- なお、保護条例及び公開条例において「法令秘等情報」を定めないことによって混乱等が生じることがないよう、手引き等でその解釈・運用を明確に記載し、併せて実施機関に対し研修を実施することが適当である。

5 公務員の氏名について【個人情報・情報公開】

公務員の氏名については、改正法第 78 条第 1 項第 2 号イに定める「慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」に該当し開示することが可能であることから、改正後の保護条例では規定しないことが適当である。

また、公開条例においても、個人情報保護制度、公開法との整合性を図る観点から、公務員の氏名は削除することが適当である。

なお、公務員の氏名は原則開示という運用に変更はないことから、当該情報が非開示情報とならないよう、手引き等でその解釈・運用を明確に記載することが適当である。

(説明)

- 改正法第 78 条第 2 項では、地方公共団体の情報公開条例との整合性を図る観点から、改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として改正後の保護条例で定めるものは不開示情報から除外するとされている。
- 当該内容に該当するものとして、保護条例第 16 条第 3 号ハの公務員の氏名があり、同様の規定が公開条例でも定められている。
- 改正法と公開法では、開示する公務員に関する情報は、公務員等の職及び職務遂行情報とされ、職員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成 17 年 8 月 3 日情報公開に関する連絡会議申合せ)の通知により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされ、改正法第 78 条第 1 項第 2 号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、公開法第 5 条第 1 号イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、開示することとしている。
- 公務員の氏名は、国と同じ運用とすることにより、改正法第 78 条第 1 項第 2 号イに該当するものとして開示することは可能であることから、改正後の保護条例では規定しないことが適当である。
- また、公開条例に規定の公務員の氏名についても、個人情報保護制度及び公開法との整合性を図る観点から、同様の取扱いとすることが適当である。
- なお、公務員の氏名は原則開示という運用に変更はないことから、当該情報が非開示情報とならないよう、手引き等でその解釈・運用を明確に記載することが適当である。

6 訂正請求・利用停止請求に対する決定期限について【個人情報】

訂正請求・利用停止請求に係る決定期限は、以下のとおり変更することが適当である。

【現行】

20日以内（初日算入）＋延長1回（合理的な期間）

【変更後】

30日以内（初日不算入）＋30日延長＋再延長（特例）

（説明）

- 現行保護条例では、訂正請求及び利用停止請求があった場合、当該請求があった日から起算して20日以内に決定をしなければならないと定めており、期限内に決定することができない場合は、期間を延長できるとされている。
- 20日の内訳は、公文書の特定に1日、調査に10日、訂正・利用停止の判断に6日、決裁に1日、送付に2日要するとしている。
- 一方、改正法では、訂正請求・利用停止請求があった日から30日以内に決定をしなければならないと定めており、期限内に決定することができない場合、30日以内に限り延長できるとされ、訂正決定等に特に長時間を要すると認められる場合には、特例としてさらに延長できるとされている。
- 決定期限を20日以内とした現行の取扱いは、平成14年の保護条例制定当時、訂正請求の場合は、事実確認が必要であることから開示請求の倍の期間は必要であるとの考えに基づいて決めたものであるが、条例制定後の運用において、非訂正決定及び非利用停止決定をした場合、審査請求される割合が非常に高い状況であり、より一層、慎重な調査・検討が必要であると考えます。
- このような状況を踏まえ、調査に要する日数を現行の10日から15日に変更し、公文書の特定等の工程に要する日数は開示請求の日数と合わせることとし、国と同様の30日以内とすることが適当である。
- なお、現行、延長期間については、基準がなくそれぞれの所属で合理的な期間を判断しているが、延長期間を明確にするため、国と同様の運用とすることが適当である。

7 開示請求に係る手数料について【個人情報・情報公開】

開示請求に係る費用については、開示請求時の手数料は徴収せず、開示実施時の手数料（従量制）を徴収することが適当である。

なお、手数料の徴収については、県民に分かりやすい制度とするため、個人情報保護制度と情報公開制度は整合性を図ることとし、手数料の額については、できる限り利用しやすい額とすることが適当である。

（説明）

- 現行保護条例では、開示請求に係る費用は実費負担としているが、改正法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求する者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと定められている。
- 開示請求に係る手数料については、改正法では、開示請求時のみ徴収し、公開法では、開示請求時と開示実施時（従量制）に徴収している。
- 本県においては、従前から開示請求時の手数料は徴収していないことから、開示請求者の負担増を避けるため、引き続き、開示請求時の手数料は徴収しないことが適当である。
- また、開示実施時の手数料については、今までの運用を踏まえて従量制の手数料とすることが適当である。
- 開示請求に係る費用については、県民に分かりやすい制度とするため、個人情報保護制度と情報公開制度は整合性を図ることが適当である。
- なお、手数料の額については、改正法第89条第3項に基づき、できる限り利用しやすい額とすることが適当である。

8 開示、訂正及び利用停止の状況の公表について【個人情報】

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況については、情報公開制度との整合性を図る観点から、現行の取扱いを維持することが適当である。

(説明)

- 改正法第 165 条第 1 項では、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができることが定められており、同条第 2 項では、当委員会は、毎年度、改正法の施行状況の概要を公表することが定められている。このため、改正法施行後の令和 5 年度以降、個人情報の開示請求等の運用状況については、個人情報保護委員会が公表することとなる。
- 一方、保護条例第 39 条では、少なくとも毎年 1 回、開示、訂正及び利用停止の状況の公表をしなければならないと定められており、その運用において、公表は山口県報に登載して行うとされており、毎年度、情報公開の運用状況の公表と同時期に行っている。
- 個人情報の開示、訂正及び利用停止の運用状況については、個人情報保護委員会での公表とともに、情報公開制度の整合性を図る観点から、現行の取扱いを継続し、情報公開の運用状況と同時期に県報に登載して行うことが適当である。

9 匿名加工情報の利用に関する手数料について【個人情報】

匿名加工情報の利用に関する手数料については、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定めることが適当である。

(説明)

- 改正法では、地方公共団体にも適用される行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められており、同法第 119 条第 3 項で、行政機関等匿名加工の利用に関する契約を地方公共団体の機関と契約する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないと定められている。
- このため、匿名加工情報の利用に関する手数料については、政令で定める額を標準として、県における実費を勘案して条例に定めることが適当である。

10 条例要配慮個人情報について【個人情報】

条例要配慮個人情報については、現時点では、改正後の保護条例で定めないことが適当である。

ただし、今後において、当該条例に定める必要性が生じた場合には、改めて検討することが適当である。

(説明)

- 改正法第 60 条第 5 項では、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が保有する個人情報（改正法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報を除く）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を条例要配慮個人情報と定められている。
- その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとして、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報で、国の行政機関では保有することが想定されず、また、将来においても、地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報と考えられている。
- 事務局において、庁内関係課に条例要配慮個人情報の規定の必要性について照会を行った結果、その必要性を認めた所属はなかったことを踏まえると、現時点では、改正後の個人情報保護条例では定めないことが適当である。
- ただし、今後において、当該条例に定める必要性が生じた場合には、改めて検討することが適当である。

11 公開法との整合性について【情報公開】

公開法に規定のない公開条例上の独自規定の内、存置する必要性が認められない規定については、削除することが適当である。

また、公開法と整合性を図ることによって、現行サービスの低下を招くおそれや事務手続きの煩雑化を招くおそれがあるものについては、現行の取扱いを維持することが適当である。

(説明)

1 公開条例第9条について

- 公開条例第9条第1項では、開示請求に係る公文書に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができると定めており、同条第3項（以下、「当該規定」という。）では、第三者に意見書の提出の機会を与えた場合において、開示決定をした場合は、その旨を当該第三者に通知しなければならないと定められている。
- 当該規定は、意見書提出の機会を付与した第三者が公文書の開示に反対の意思を表示したか否かに関わらず適用されるものであるが、公開法には同様の規定は設けられていない。
- 一方、当該規定にかかわらず、意見書提出の機会を付与した第三者が公文書の開示に反対の意思を表示した場合の手続については公開条例第9条第4項に規定があり、開示が実施される前に行政不服審査法又は行政事件訴訟法により開示の取消し及び執行停止を求めることができる機会が保障されており、開示決定した場合は、直ちにその旨を通知しなければならないと定められている。
- 以上のことから、公文書の開示に反対の意思を表示していない場合には、開示決定に対する争いが生じる可能性はないことを踏まえると、通知の必要性は低いと判断されることから、当該規定は削除することが適当である。

2 公開法第14条第2項について

- 公開法第14条第2項では、開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、求める開示の実施方法等を書面で申し出なければならないと定められており、同条第3項で、当該申出は通知があった日から30日以内に行わなければならないと定められている。
- 国においては、開示請求時に開示請求手数料を、開示実施時に従量制の開示実施手数料を納めなければならないことから、行政文書の開示を受ける際は、決定通知書に記載された手数料を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に収入印紙を貼って提出する手続きとしている。

- 現行公開条例では、求める開示の方法等については、公文書開示請求書に記載することとなっており（公開条例第6条第3号に基づき実施機関が定める事項）、開示の実施の申出書の提出は定めていない。
- 公開法第14条に基づく開示の実施の申出の手続を導入することは、公開法及び個人情報保護制度と整合性を図ることができ、開示請求者にとっても、一度開示を受けた後も法定期限内（30日）であれば複数回開示の申出が可能となるなどメリットはあるが、開示の実施が速やかに行われず、開示の申出書の作成・送付に係る負担増となるなどデメリットもある。
- また、実施機関も、開示の申出書の提出を待つ必要があることから、開示の実施を速やかに行うことはできず、一件の開示請求について複数回開示の対応をする必要が生じるなど事務負担の増となる。
- これらの点を踏まえると、開示の実施の申出制度の導入は、開示請求者及び実施機関双方にとって、メリットよりデメリットが上回ることから、当該制度は導入せず、現行の取扱いを維持することが適当である。